



名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
鳥取博愛病院	鳥取市瓦町	内科、外科、小児科、胃腸科、放射線科、呼吸器科、循環器科	外山 美夫	昭和四十年一月一日	乙表点数表
寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町	内科、小児科	寺岡 敏行	"	"
宮田医院	米子市尾高町	耳鼻咽喉科、気管食道科	宮田 寿一	"	"
松田医院	倉吉市宮川町	内科、小児科	松田 俊逸	"	"
産婦人科	倉吉市瀬崎町	産科、婦人科	門脇 好登	"	"

鳥取県告示第六十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、  
 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）  
 第九条の規定により告示する。

昭和四十年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日  
 相良 祐輔 鳥取市古市一、鳥医一〇七七号 昭和四十年一月十八日

鳥取県告示第六十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定に基づき、岩美郡及び気高郡の計量器定期検査を次のように実施するので、同法第四百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 日 時	検 査 区 域	検 査 場 所
三月 八日 午前十時から午後三時まで	岩美郡岩美町	岩美町岩井消防詰所
" 九日 "	"	" 浦富農業協同組合
" 十日 "	"	" 小田農業協同組合
" 十一日 "	"	" 本庄保育園
" 十二日 "	"	" 網代公民館
" 十五日 "	福部村	福部中学校
" 十八日 午前十時から正午まで	国府町	国府町大成農業協同組合
" 午後一時から午後三時まで	"	" 谷農業協同組合
" 十九日 午前十時から午後三時まで	"	" 宇倍野農業協同組合
" 二十二日 "	気高郡気高町	気高町役場宝木支所
" 二十三日 "	"	" 浜村農業協同組合
" 二十四日 "	"	" 逢坂小学校

二十五日 "

二十六日 午前十時から正午まで "

午後一時から午後三時まで "

二十九日 午前十時から午後三時まで "

三十日 " "

三十一日 " "

鹿野町 鹿野小学校

青谷町 青谷町役場旧日置支所

" 日置谷支所

" 旧勝部支所

中郷小学校

青谷町役場

鳥取県告示第六十二号

気高郡気高町から申請のあつた町営土地改良(下原農道整備事業)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十三号

岩美郡岩美町から申請のあつた町営土地改良(川揚農道橋改良)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十四号

岩美郡岩美町から申請のあつた町営土地改良(牧谷相

谷線農道改良)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十五号

玉鉾土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良(暗渠排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十六号

北条砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良(畑地かんがい)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十七号

上北条土地改良区から申請のあつた土地改良(区画整理)事業計画の変更については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十八号

次の土地は、昭和四十年一月二十七日から公用を廃止した。

昭和四十年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

日野郡溝口町溝口字古市場下三〇 水路敷 三七坪  
七番から三一二番地先まで 五合九勺

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年二月五日

鳥取県教育委員会委員長 荻原 治郎

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四十条を次のように改める。

(教育財産及び物品の定義)

第四十条 この規則において「教育財産」とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第一項に規定する公有財産のうち学校の用に供する財産をいう。

2 この規則において「物品」とは、地方自治法第二百三十九条第一項に規定する物品のうち学校教育の用に供する物品をいう。

第四十二条中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第四十三条第一項を次のように改める。

校長は、当該学校の教育財産及び物品につき、財産

台帳の副本及び諸帳簿を整備し、常にその現有状況を把握しておかなければならない。

第四十三条第二項中「毎年度五月一日現在」を「毎年三月三十一日現在」に、「当該年度の五月末日」を「四月末日」に、「教育委員会」を「教育長」に改める。

第四十四条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第四十五条各号列記以外の部分中「利用」を「使用」に、「教育委員会」を「教育長」に、同条第一号中「四日以上」の長期にわたり利用させるとき、「を」を引き続き四日以上使用させるとき、「に、同条第二号中「利用」を「使用」に改める。

第四十六条第一項、第四十七条第五項及び第四十八条第一項中「教育委員会」を「教育長」に改める。

(鳥取県立図書館規程の一部改正)

第二条 鳥取県立図書館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「運営上必要な事項」を「管理運営上必要な事項」に改める。

第九条(見出しを含む。)中「認可」を「承認」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(財産の管理)

第十二条の二 館長は、常に、当該図書館の用に供する財産(以下「財産」という。)を管理し、その整備保全に努めなければならない。

第十四条の次に次の二条を加える。

(損害報告)

第十四条の二 館長は、その所管に係る財産が滅失し、又はき損したときは、次に掲げる事項について、すみやかに教育長に報告しなければならない。

- 一 事故発生の日時及び発見の動機
- 二 滅失又はき損の原因
- 三 被害の数量及びその程度
- 四 被害見積価格及び復旧見込額

五 き損した財産の保全又は復旧のためにとつた応急処置  
六 その他参考となる事項

(財産の使用)

第十四条の三 館長は、当該図書館の運営に支障がないと認めるときに限り、その財産を公共のために使用させることができる。ただし、次に掲げる場合においては、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。

- 一 引き続き十日以上使用させるとき。
- 二 異例の使用に供するとき。

(鳥取県立科学博物館規程の一部改正)

第三条 鳥取県立科学博物館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「運営上必要な事項」を「管理運営上必要な事項」に改める。

第八条(見出しを含む。)中「認可」を「承認」に

改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(財産の管理)

第十一条の二 館長は、常に、当該科学博物館の用に供する財産(以下「財産」という。)を管理し、その整備保全に努めなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(損害報告)

第十三条の二 館長は、その所管に係る財産が滅失し、又はき損したときは、次に掲げる事項について、すみやかに教育長に報告しなければならない。

- 一 事故発生の日時及び発見の動機
- 二 滅失又はき損の原因

三 被害の数量及びその程度

四 被害見積価格及び復旧見込額

五 き損した財産の保全又は復旧のためにとつた応急処置

六 その他参考となる事項

(鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)  
第四条 鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則(昭和三十七年九月鳥取県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

(財産の管理)

第十四条 所長は、常に、当該青年の家の用に供する財産(以下「財産」という。)を管理し、その整備保全に努めなければならない。

(損害報告)

第十五条 所長は、その所管に係る財産が滅失し、又はき損したときは、次に掲げる事項について、すみやかに教育長に報告しなければならない。

- 一 事故発生の日時及び発見の動機
- 二 滅失又はき損の原因
- 三 被害の数量及びその程度
- 四 被害見積価格及び復旧見込額

五 き損した財産の保全又は復旧のためにとつた応急処置

急処置

六 その他参考となる事項

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県教育財産事務取扱規則の廃止)

2 鳥取県教育財産事務取扱規則(昭和二十九年七月鳥取県教育委員会規則第七号)は、廃止する。

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十年一月十四日委嘱したので、労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年二月五日

鳥取県地方労働委員会会長 上原隼三

鈴木敬直	大正八、一、一八	鳥取商工会議所事務局長	元地労委使用者委員 前あつせん員候補者	鳥取市立川町一丁目三四の一	鳥取(宅)	二五四〇七
北岡義尊	大正五、一一、二八	北岡病院院長	元地労委公益委員 前あつせん員候補者	倉吉市巖城一、二〇八	倉吉(校)	四〇六三
黒川顯憲	明治三七、二、二五	倉吉北高校長	前あつせん員候補者	倉吉市上井町二丁目一四の九	倉吉(組)	四四七五
磯江末夫	大正一一、六、一三	県総評中部地区評議会事務局長	現地労委労働者委員 前あつせん員候補者	東伯郡羽合町田後三四八の二	倉吉(組)	四四七五
河崎巖	大正一〇、一二、一四	県総評中部地区評議会議長	前あつせん員候補者	倉吉市上井町二丁目一四の九	倉吉(組)	四四七五
井上武	大正一一、六、一三	興和紡績労働組合倉吉支部支部長	前あつせん員候補者	倉吉市巖城寺二四	倉吉(社)	五三三二
由谷武之	大正六、七、三	ヒシクラ商事(株)取締役社長	現地労委使用者委員 前あつせん員候補者	倉吉市余戸谷町二九九の一	倉吉(宅)	五一〇八
米田光好	明治四四、一一、一〇	神鋼機器工業(株)事務部長	前あつせん員候補者	倉吉市鴨河内一、〇二二	倉吉(宅)	二五一一
上原隼三	明治三五、八、一九	弁護士	現地労委公益委員 前あつせん員候補者	米子市西町一六	米子(宅)	②四七七四
小泉順三	明治三六、九、一六	米子北高校長	現地労委公益委員 前あつせん員候補者	米子市東町五四	米子(宅)	②二七四五
大坪蔵六	大正二、一一、二六	医師	元地労委公益委員	米子市富益町六九	米子(宅)	⑧八〇〇八
本城正道	明治四二、一、六	法蔵寺住職	元米子市教育委員 元民生委員	米子市寺町四〇	米子(宅)	②二〇九四

大谷義夫	明治三七、八、三〇	鳥取大学教授	現地労委公益委員 前あつせん員候補者	気高郡青谷町青谷三、七九六	青谷(宅)	六二〇五
下田三子夫	明治四二、四、二五	弁護士	現地労委公益委員 前あつせん員候補者	鳥取市西町四丁目一一五	鳥取(宅)	二六八七
椋貞男	明治四〇、五、一三	日赤鳥取県支部事務局長	前あつせん員候補者	鳥取市元鑄物師町一四七の七	鳥取(社)	四四六六
若木礼	明治四〇、九、八	鳥取大学教授	元地労委公益委員 前あつせん員候補者	鳥取市東町二丁目一〇九	鳥取(校)	三六一
田中正雄	大正九、三、九	中電労鳥取地協事務局長	現地労委労働者委員 前あつせん員候補者	鳥取市西町四丁目三〇一	鳥取(社)	三一一
岩城正美	大正一二、三、三	国鉄労組鳥取支部執行委員長	現地労委労働者委員	鳥取市富安二一九の二	鳥取(組)	五二〇一
北尾才智	大正一五、三、二三	私鉄中国日ノ丸自働車支部執行委員長	現地労委労働者委員 前あつせん員候補者	西伯郡西伯町字原四九〇	鳥取(社)	五一五一
徳沢義夫	大正一一、一一、一一	県総評東部地区評議会議長	元地労委労働者委員 前あつせん員候補者	鳥取市古海	鳥取(組)	三九五六
清水英雄	明治二八、二、二七	大同木材工業(株)専務取締役	現地労委使用者委員 前あつせん員候補者	鳥取市東品治町六	鳥取(宅)	二九九九
鈴木実	大正九、八、一一	鳥取県経営者協会事務局長	現地労委使用者委員 前あつせん員候補者	鳥取市西町二五五	鳥取(社)	三三〇五
松浦武儀	明治三三、一〇、一六	鳥取家具工業(株)取締役社長	元地労委使用者委員 前あつせん員候補者	鳥取市二階町三丁目四一	鳥取(宅)	七二四四

山口岩雄	昭和六、二、一三	議事局長	現地労働者委員候補者	米子市旗ヶ崎五二四の一八	米子(組) ②六四八四
桑村治雄	大正六、一、三	国鉄労働組合執行委員長	前地労働者委員候補者	西伯郡西伯町字中五九八	米子(組) ②二九三七
秦 峽	昭和五、二、一四	私鉄中国日ノ丸自動車支部長	前あつせん員候補者	西伯郡西伯町阿賀二一八の六	米子(社) ②二二二一
松田正雄	明治三八、三、一〇	米子瓦斯(株)取締役社長	現地労働者委員候補者	米子市紺屋町二七	米子(社) ②三二七五
小林 繁	大正一五、七、一四	(株)米子鉄工所専務取締役	現地労働者委員候補者	米子市久米町四五	米子(社) ②三二七五
安部三代治	明治三二、一〇、一	山陰石油(株)取締役	元地労働者委員候補者	米子市久米町三二	米子(社) ②三二七五
永川重幸	明治三四、一、一一	米子機工(株)専務取締役	前地労働者委員候補者	米子市錦町二丁目六二	米子(社) ②三二七五
加納勝巳	明治四四、三、一〇	地労委事務局長	前あつせん員候補者	鳥取市庵丁人町九	鳥取(局) ②六八〇四
田中峯治	大正一、一〇、二九	地労委事務局次長	前あつせん員候補者	八頭郡八東町大字小別府三九三	鳥取(局) ②六八〇四
山内常雄	大正一、一〇、九	地労委事務局調整課長	前あつせん員候補者	鳥取市江崎町一〇	鳥取(局) ②六八〇四

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行所

鳥取県鳥取市東町二丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市  
定価 一月五圓二五〇円(送配料共)